資料６－３

平成29年11月からのうなぎ養殖業の許可において養殖することができる量を定める手続の概要

○ 公示の内容に即した申請であり、申請者が適格性を有する場合は許可
（法第30条において読み替えて準用する漁業法第58条の２第１項）

○ ただし、申請に係る数量の合計が公示した総量を超える場合は、現に許可を受けている者の申請に対して、平成29年漁期の許可証に池入割当量として記載されたうなぎの量について、優先して許可
（法第30条において読み替えて準用する漁業法第58条の２第３項）

○ 優先して許可しても数量に残余がある場合は、くじにより残りの数量を配分
（法第30条において読み替えて準用する漁業法第58条の２第２項）

注　　法：内水面漁業の振興に関する法律（平成26年６月27日法律第103号）